墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年９月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２４号

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和２２年墨田区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付　則

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の附則第２項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。